

議案第 1 2 6 号

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 6 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ひたちなか市国民健康保険税条例（平成6年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5各号に掲げる場合にあつては、出産の日。第20条の3第1項第3号及び同条第2項第1号において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前

産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号及び第22条第2項第1号において同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産した後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した国民健康保険の被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第22条第2項第1号を次のように改める。

(1) 氏名、住所及び個人番号

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のひたちなか市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5各号に掲げる場合にあつては、出産の日。第20条の3第1項第3号及び同条第2項第1号において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産</u></p>	

旧	新	備考
<p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第20条の2 略</p>	<p>被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 <u>(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第20条の2 略</p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u> <u>第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号及び第22条第2項第1号において同じ。)</u> <u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> <u>(5) その他市長が必要と認める事項</u> <u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> <u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> <u>(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u> <u>(3) 出産した後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産し</u></p>	

旧	新	備考
<p>(国民健康保険税の納税通知書)</p> <p>第21条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p><u>た国民健康保険の被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>(国民健康保険税の納税通知書)</p> <p>第21条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3・4 略</p>	